

## 資格課程科目の履修条件

### 【教職課程】

1. 教育実習科目単位未修得者の教職課程科目の履修は、原則として本学卒業者、本学大学院修了者または本学大学院在學生に限る。教育実習科目の履修は、実習校を自分で確保することを原則とする。
2. 出願希望者は、事前相談時に下記書類（任意形式）を提出すること。
  - (1) 志望理由書
  - (2) 履修計画書
    - ・ 教員免許状取得に必要な科目の修得済み単位がある場合は、それがわかるもの（公的書類でなくてもよい）
    - ・ 当該年度に教育実習科目の履修を希望する場合は、実習受け入れ先があることがわかるもの

### 【司書教諭課程】

1. 司書教諭課程科目の履修は、原則として本学卒業者、本学大学院修了者または本学大学院在學生で、在学中に必要な単位を修得しきれなかった者に限る。
2. 教員免許状を有する者、または、教職課程を履修中の者。
3. 「情報科学入門Ⅰ」「情報科学入門Ⅱ」で扱われる内容に相当する、ネットワークに接続されたコンピュータを活用するために必要となる知識・技能を有すること。
4. 出願希望者は、事前相談時に下記書類（任意形式）を提出すること。
  - (1) 志望理由書
  - (2) 履修計画書
    - ・ 資格取得に必要な科目の修得済み単位がある場合は、それがわかるもの（公的書類でなくてもよい）

### 【司書課程】

1. 司書課程科目の履修は、原則として本学卒業者、本学大学院修了者または本学大学院在學生で、在学中に必要な単位を修得しきれなかった者に限る。
2. 「情報科学入門Ⅰ」「情報科学入門Ⅱ」で扱われる内容に相当する、ネットワークに接続されたコンピュータを活用するために必要となる知識・技能を有すること。
3. 3, 4年次配当科目は、2年次必修科目を修得済みの者が履修できる。
4. 出願希望者は、事前相談時に下記書類（任意形式）を提出すること。
  - (1) 志望理由書
  - (2) 履修計画書
    - ・ 資格取得に必要な科目の修得済み単位がある場合は、それがわかるもの（公的書類でなくてもよい）

### 【学芸員課程】

1. 学芸員課程科目の履修は、原則として本学卒業者、本学大学院修了者または本学大学院在學生に限る。
2. 今年度の科目等履修生には平成24年度改正カリキュラムが適用されるので、平成24年度以前に学芸員課程を履修していた場合は、事前相談申込期間中に確認すること。

### 【日本語教員課程】

1. 日本語教員課程科目の履修は、原則として本学卒業者、本学大学院修了者または本学大学院在學生で、在学中に必要な単位を修得しきれなかった者に限る。
2. 出願希望者は、事前相談時に下記書類（任意形式）を提出すること。
  - (1) 志望理由書
  - (2) 履修計画書